

伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する
協定書に関する確認書の一部を改定する確認書

愛媛県（以下「甲」という。）及び伊方町（以下「乙」という。）と四国電力株式会社（以下「丙」という。）は、甲、乙及び丙が昭和 51 年 3 月 31 日付けで締結した伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書に関する確認書の一部を次のように改定する。

次の表の改定前の欄に掲げる規定を同表の改定後の欄に掲げる規定に下線で示すように改定する。

改定後	改定前
10 第 11 条について (1)～(5) 略 (6) 第 2 項第 11 号に規定する「その他異常事態が発生したとき」とは、同項第 1 号から第 10 号までに掲げるもののほか、通常運転時、施設定期検査時、核燃料の輸送中その他あらゆる場合において、正常状態以外のすべての事態が発生したときをいう。 <u>ただし、核物質防護に係る異常事態については、発生後、脆弱性が解消されたときをいう。</u>	10 第 11 条について (1)～(5) 略 (6) 第 2 項第 11 号に規定する「その他異常事態が発生したとき」とは、同項第 1 号から第 10 号までに掲げるもののほか、通常運転時、施設定期検査時、核燃料の輸送中その他あらゆる場合において、正常状態以外のすべての事態が発生したときをいう。

この確認書の成立を証するため、本確認書を 3 通作成し、甲、乙及び丙が各自記名押印の上、それぞれ各 1 通を保有する。

令和 3 年 8 月 4 日

甲 愛媛県
知事 中村 時 広

乙 伊方町
町長 高 門 清 彦

丙 四国電力株式会社
取締役社長 社長執行役員 長 井 啓 介